

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する「運送保険」に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 保険の内容等

- (1) 保険名 運送保険（岩手県収入証紙）
- (2) 保険内容 別紙「仕様書」による。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項の損害保険業免許を有する者であって、県内に営業上の拠点をもつる者であること。
- (3) 岩手県との契約に関して指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体と貨紙幣類・有価証券に係る運送保険の契約実績を有する者であること。
- (6) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、(2)の書類を令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時までに 17(3)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

(2) 提出する書類

- ア 入札参加申込書兼誓約書（別紙様式第 1 号）
 - イ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項の損害保険業免許を有することを証する書面
 - ウ 契約実績申告書（別紙様式第 2 号）
- (3) 入札参加者は、本説明書（仕様書を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書（別紙様式第 3 号）に記載された金額をもって落札価格とする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (3) 入札書は 6 の場所に持参すること。
- (4) (3)以外の入札は認めない。

5 代理人に関する事項

代理人に入札行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状（別紙様式第 4 号）を提出しな

ければならない。

6 入札及び開札の日時、場所等

令和8年3月26日(木) 午前10時30分

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁 9階会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の3以上の金額を、入札執行日午前10時までに岩手県会計管理者に納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者にあつては契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは県に帰属する。

8 入札への参加

3(1)により、3(2)に定める書類を提出した者であつて、提出書類についての説明を求められ説明を完了した者及び補足又は補正の提出を求められ提出を完了した者に限り、入札に参加できるものとする。

9 入札の不参加

- (1) 入札参加資格要件の充足状況の確認の結果、資格を有すると認められた者は、入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、次に掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。
 - ア 入札書受付開始前にあつては、入札不参加願(別紙様式第5号)に詳細な理由を明記して契約担当者に直接持参又は郵送(入札書の提出期日の前日までに到達したものに限り)すること。
 - イ 入札受付開始後にあつては、入札不参加願に詳細な理由を明記して契約担当者に直接持参し提出すること。
- (2) 入札書提出後の書換え、引換え、撤回又は不参加の申出は、一切認めないこと。
- (3) (1)により契約担当者の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (4) 契約担当者の承諾を受けずに無断で入札に参加しなかった者は、開札後に不参加理由書(別紙様式第6号)に詳細な理由を明記して速やかに契約担当者に報告しなければならない。この場合、正当な理由がないと認められる場合又は同一の者が再三にわたり不参加となった場合には、指名停止等の措置を行うことがある。

10 入札の延期、取りやめ等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札公告、関係書類等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行なわれないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることができる。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することがで

きないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。

- (4) 入札参加者が1者の場合その他競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札を取りやめることがある。
- (5) 本業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本入札公告を取り消すものとする。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によると認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

13 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 再度入札において落札者がいない場合は、2回目の再度入札を行うものとし、この入札においても落札者がいないときは、入札を打ち切る。

14 契約に関する事項

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

16 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年3月18日(水)までに書面(任意様式)により岩手県出納局会計課総括課長まで申し出ることができる。(ファクスによる提出可)
- (2) 前記(1)の疑義に対する回答は、入札参加者に対し令和8年3月24日(火)午後5時までにファクスにより送信する。

17 契約締結の留意事項等

- (1) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件に要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県庁1階 岩手県出納局会計課出納担当
電話番号 019-629-5995
ファクス 019-629-5984